

改正案	現行
<p>（固定式高膨張泡消火装置） 第十四条 固定式高膨張泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 泡の放出率が、泡の放出開始後一分以内に、管海官庁が適当と認める放出率に達することができるものであること。 二 泡の放出量が、次に掲げる要件に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 十分以内に泡を放出する最も広い場所を満たすことができるものであること。 ロ 設計充填率以上の充填率を確保できるものであること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 三 泡原液の量は、次に掲げる量のうち、いずれか多い量以上であること。 イ 泡を放出する最大の場所の容積の五倍に相当する量の泡を発生することができる量 ロ 泡を放出する最大の場所に対して最大の放出率で泡を三十分間放出することができる量 四 海水ポンプの原動機として内燃機関を使用する場合の当該内燃機関の燃料油タンクの容量は、管海官庁が適当と認める容量であること。 五 管系の寸法は、当該装置が性能を発揮することができる流量及び圧力を得られるものであること。 六 アウトサイドエア方式にあつては、泡の供給ダクトが、管海官庁が適当と認める構造であること。 	<p>（固定式高膨張泡消火装置） 第十四条 固定式高膨張泡消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 泡を放出する最も広い場所を厚さ毎分一メートル以上の割合（泡を放出する場所の床面積等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、管海官庁が適当と認めるそれより小さい割合）で満たすために十分な量の泡を固定された放出口から迅速に放出することができること。 二 泡の供給ダクト、泡発生機の空気取入口及び泡発生ユニット数は、泡の効果的な発生及び配分を可能にするものであること。 三 泡発生機、動力源及び制御装置は、容易に操作することができるものであること。 四 泡の膨張率（発生した泡の容積の供給された泡溶液の容積に対する比率をいう。以下同じ。）は、千倍以下であること。 五 泡原液の量は、泡を放出する最大の場所の容積の五倍に相当する量の泡を発生するために十分なものであること。 六 前条第5号に掲げる要件。

七 泡発生機に直接接続される電気設備は、管海官庁が適当と認める防水等の措置を施したものであること。

八 可視可聴警報装置は、泡を放出する場所にいる人を避難させるために必要な時間作動するものであること。

九 手動で作動するものであること。ただし、手動及び自動で作動するものにあつては、管海官庁が必要と認める措置が講じられているものであること。

十 主電源から給電するものであること。ただし、機関区域又はポンプ室に泡を放出するものにあつては、主電源に加えて当該場所の外部に備えられた非常電源からも給電することができるものであること。

十一 船内で通常起こりうる目詰まり、温度変化、振動、湿気、衝撃及び腐食に耐えることができるものであること。

十二 管海官庁が必要と認める予備品を備えていること。

(自動スプリンクラ装置)

第十六条 自動スプリンクラ装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 サウナに備え付けるものにあつては乾燥管式のもの、サウナ以外の場所に備え付けるものにあつては湿管式のもの(必要な圧力で水が満たされたものに限る。)であること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、管海官庁が適当と認めるものとすることができる。

三十九(略)

(自動スプリンクラ装置)

第十六条 自動スプリンクラ装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 サウナに備え付けのものにあつては乾燥管式のもの、サウナ以外の場所に備え付けるものにあつては湿管式のものであること。湿管式のものにあつては、必要な圧力で水が満たされていること。ただし、管海官庁がさしつかえないと認める場合には、暴露した小系統についても乾燥管式のものとするすることができる。

三十九(略)